

社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会・福祉人材無料職業紹介所 業務運営に関する内規

第1（求 人）

- 1 本所は、本内規第4の5に掲げる職種に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当である場合、また一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票又は福祉人材情報システム「福祉のお仕事」（以下、「システム」という。）をご利用の上お申込みください。直接来所できないときは、郵便、ファックスでも差し支えないほか、システムを利用することもできます。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件を、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項を、あらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

第2（求 職）

- 1 本所は、本内規第4の5に掲げる職種に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票又はシステムをご利用の上お申込みください。直接来所できないときは、郵便、ファックスでも差し支えないほか、システムを利用することもできます。

第3（紹 介）

- 1 求職の方が、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、希望内容と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう努めます。
- 2 求人の方には、希望内容に適合する求職者を紹介できるよう努めます。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件を、あらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行し、その紹介状を持参し求人者へ行っていただきます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介します。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は、求人者に求職者を紹介しません。

第4（その他）

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応します。
- 2 雇用関係が成立したら、求人者、求職者両方から、本所に対してその報告をしてください。また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様の報告をしてください。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取扱います。
- 4 本所が職業安定法に基づく業務に関して広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が、当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- 5 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切しません。
- 6 本所の取扱職種の範囲等は、社会福祉事業、社会福祉法人が行う公益事業、介護保険事業、障害者総合支援法に基づく事業、行政が実施する相談所等におけるすべての職種です。
- 7 本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営しています。ご不審の点は係員に詳しくお尋ねください。

この内規は、令和8年4月1日から適用する。